

# 新潟市地域循環型低炭素（非FIT太陽光、省エネ）推進モデル事業化可能性調査業務委託

## 仕様書

### 1. 件名

新潟市地域循環型低炭素（非FIT太陽光、省エネ）推進モデル事業化可能性調査業務委託

### 2. 目的

本市は、環境モデル都市として市域における温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組みを推進している。特に再生可能エネルギーの利活用を進めるための計画として「新潟市スマートエネルギー推進計画」を策定し、官民協業の事業展開を目指している。

一方で、それぞれの事業展開だけでは、持続可能な産業の振興や所得の地域外流出への対応、人口減少や大規模災害時の備え、気候変動への対応や脱炭素化を推進など地域の課題を解決していくことが困難な状況になっている。

そこで、本調査では現在、本市域で導入済または計画中の再生可能エネルギー事業の事例を整理するとともに、市所有施設および民間施設、農地において、太陽光発電を主軸とした再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策等の実現性を調査し、環境面（遊休地を活用した太陽光発電設備の導入や田園と都市の交流促進）、経済面（市域内資金循環や環境金融の活用）や社会面（雇用創出や防災機能の強化）から本市域に適した地域循環型低炭素推進モデルを検討することを目的としている。

### 3. 業務委託期間

契約日の翌日から令和2年2月19日（水）まで

本業務は、環境省の「平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業①地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業・FIT買取期間終了後の再エネ活用事業の実現可能性調査を行う事業」の補助採択を想定しており、不採択の場合には受託者と協議により、中止とすることがある。

### 4. 業務内容

#### (1) 調査業務

##### ①地域資源利用状況調査

本市域を対象として文献調査や現地調査、関係事業者へのヒアリング等により、地域資源を活用した再生可能エネルギーの種類別導入状況及び創出されたエネルギーの利活用状況を整理する。

##### ②再生可能エネルギー導入実現性調査

市所有施設および民間施設、農地において、太陽光発電を主とした再生可能エネルギー導入実現性を調査する。本市が指定する施設等について、省エネルギー診断を実施し、設備改修や運用改善等の省エネルギー対策等を整理する。

整理する主な項目は、以下のとおりである。

ア 対象施設等において想定される省エネルギー対策（設備改修、運用改善等）

イ 再生可能エネルギー導入及び省エネルギー等対策における温室効果ガス排出量削減効果

ウ 再生可能エネルギー導入及び省エネルギー等対策における概算金額の算出

エ 設備導入に伴う構造検討及び工法の検討

オ 想定される事業実施方法の整理（ESCO事業及びPPAモデル太陽光発電事業等）

なお、現在想定している対象施設等は以下のとおり。

| 対象   | 公共施設   | 民間施設                            | 農地   |
|------|--|---------------------------------|--|
| 対象範囲 | 避難所指定施設かつ<br>1,000㎡以上の施設（238<br>箇所程度）、または遊休<br>地より選定 | 市と連携し防災拠点に<br>なり得る市内事業所よ<br>り選定 | 農地におけるソーラーシエ<br>アリングを検討している市<br>内農家、農業法人、団体等<br>より調査地を選定 |
| 対象数  | 15か所程度   | 1か所以上                           | 1か所以上  |

## (2) 大量導入に向けた事業スキームの検討

各種調査結果を基に、本市域で可能性が想定される事業を整理するとともに、その効果を最大限に活用するための事業形態及び事業スキームについて検討を行う。

特に、環境面（遊休地を活用した太陽光発電設備の導入や田園と都市の交流促進）、経済面（市域内資金循環や環境金融の活用）や社会面（雇用創出や防災機能の強化）などの観点からスキームを検討する。

事業スキームに基づき、事業採算性及び二酸化炭素排出削減量を検証するとともに、今後のスケジュール等の整理を行う。

## (3) 評価委員会の運営支援

各種専門家など関係者により開催される事業可能性の評価委員会の運営支援を行う。委員会は2回程度の開催を予定しており、専門家との調整、議事録の作成及び資料の作成支援を行う。

## 5. 業務の進め方

- (1) 本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置すること。なお病気等のやむを得ない理由により、業務責任者または主担当者等の作業担当を変更するときは、書面により本市に提出すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主担当者は本市と常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 業務にかかる打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み最低3回以上実施するものとし、その結果については受託者が打合せ記録を作成し、本市の確認を受けなければならない。
- (4) 主担当者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、受託者と本市でその都度協議のうえ、決定するものとする。

## 6. 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

## 7. 成果物等

次に掲げる成果物等について、Microsoft office製品を用いて作成のうえ、紙面に印刷したものを指定した部数と、CD-R等に格納した電子データを1部納入すること。

なお、詳細は本市と協議のうえ、提出する成果物の種類・内容・納入期日等を決定すること。また、受託者および本市で協議のうえ、別の成果物を作成することに合意が得られた場合は、成果物の名称および内容、納期などを決定して作成すること。

＜委託業務報告書＞ 5部

## 8. 成果品納品場所

新潟市環境部環境政策課（新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所白山浦庁舎2号棟3階）

## 9. 成果品の使用等

- (1) 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。

## 10. 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、完了検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。

## 11. その他

- (1) 本業務の実施体制においては、再生可能エネルギー及び省エネルギー並びに利活用手法について十分な知識と経験を有する者を主担当者として配置すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては関係法令及び本市条例、規則、要綱などを十分理解すること。
- (3) 物品等の調達の際には、新潟市グリーン調達推進方針で定める基準を満たすこと。
- (4) 今後、新たに国や県より当事業を進めるにあたって関係する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (5) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報保護条例（平成13年条例第4号）を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間で協議の上、決定するものとする。
- (7) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中はむろんのこと、契約履行後も秘密を厳守すること。